3　卸売市場室に、室長を置く。
4　市場機能高度化専門官は、卸売市場における物品の品質管理の高度化その他の卸売市場の機能の高度化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5　市場経営指導官は、中央卸売市場において卸売の業務を行う者及び仲卸しの業務を行う者の経営に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（食品企業行動室及び基準認証室並びに雇用・労働専門官、危機管理専門官、食品企業行動専門官及び規格専門官）
第十条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに雇用・労働専門官一人、危機管理専門官一人、食品企業行動専門官二人及び規格専門官二人を置く。
2　食品企業行動室は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
3　食品企業行動室に、室長を置く。
4　基準認証室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。
二　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。
5　基準認証室に、室長を置く。
6　雇用・労働専門官は、飲食料品製造業分野における就労を目的とする外国人の受入れに関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7　危機管理専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する災害その他の事故への対処に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
8　食品企業行動専門官は、命を受けて、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
9　規格専門官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
（食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに食文化専門官）
第十一条　外食・食文化課に、食品ロス・リサイクル対策室及び食文化室並びに食文化専門官二人を置く。
2　食品ロス・リサイクル対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。
二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する環境の保全に関する事務の総括に関すること。
3　食品ロス・リサイクル対策室に、室長を置く。
4　食文化室は、食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　食文化室に、室長を置く。
6　食文化専門官は、命を受けて、第四項の事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第十二条～第十七条　（略）

事項についての交渉に関する企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
一　二国間の経済上の連携に関する事項（農林水産省の所掌に係るものに限る。）
二　農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する事項（前条第三項第一号に掲げるものを除く。）
（新設）

（新設）

第十条～第十五条　（略）